

目次

- 第1章 総論（第1－第6）
- 第2章 公園事業の決定（第7－第10）
- 第3章 執行の協議又は認可（第11－第15）
- 第4章 内容の変更の協議又は認可（第16－第20）
- 第5章 認可の条件（第21）
- 第6章 改善命令（第22・第23）
- 第7章 承継の協議又は承認（第24－第30）
- 第8章 休廃止の届出（第31・第32）
- 第9章 失効、取消し等（第33－第35）
- 第10章 原状回復命令等（第36－第38）
- 第11章 報告徴収及び立入検査（第39）
- 第12章 国の機関及び県の機関の執行する公園事業（第40・第41）
- 第13章 違反行為（第42・第43）
- 第14章 書類の交付（第44）
- 第15章 県立自然公園における法定二計画の申請（第45）

- 別記1 公園事業の決定等の取扱細目（第2章第9関係）
- 別記2 法第16条第4項において準用する同法第10条第10項又は条例第10条第10項に基づく条件の例（第5章第21関係）
- 別添1 宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて（第3章第11関係）
- 別添2 公園事業に係る認可申請等に関する特殊な事例について（第3章第11関係）
- 別添3 施設の規模及び構造に係る記載事項（第3章第12関係）
- 別添4 公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（第3章第15関係）
- 別添5 公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針（第3章第15関係）

第1章 総論

(通則)

第1

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）の決定及び第16条の規定による国定公園事業の執行に関しては、法、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。

以下「規則」という。) 、越後三山只見国定公園(福島県地域)管理運営計画(令和4年7月1日4環共第975号。以下「国定公園管理運営計画」という。)の、福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づく県立自然公園に関する公園事業(以下「県立自然公園事業」という。)の決定及び第10条の規定による県立自然公園事業の執行に関しては、条例及び福島県立自然公園条例施行規則(昭和33年福島県規則第41号。以下「条例規則」という。)の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(国定公園事業及び県立自然公園事業について)

## 第2

国定公園事業は法第2条第6号において、県立自然公園事業は条例第2条第3号においてそれぞれ規定され、その具体的な公園事業に係る施設(以下「公園事業施設」という。)の種類は令第1条各号及び条例規則第1条の2各号に掲げられており、その具体的な定義は「国立公園に係る公園計画の作成等について」(令和4年4月1日付け環自国発第2204015号自然環境局長通知)の別紙1「国立公園の公園計画作成要領」別表において定められているところである。国定公園事業及び県立自然公園事業(以下「公園事業」という。)については、公園計画に基づき知事が決定し、県等によって執行(当該公園事業施設の設置や管理運営を指す。以下同じ。)されることとなる。そのため、公園事業の執行に関しては公園計画及び決定された公園事業の決定の内容との整合について常に留意する必要がある。

(公園事業の特例について)

## 第3

公園事業は、国定公園または県立自然公園の保護及びその利用の増進を図るために執行されるものであることから、公園事業の執行として行う行為は、国定公園にあつては法第20条第9項第1号、第21条第8項第1号、第23条第3項第3号、法第33条第7項第1号の規定により特別地域、特別保護地区、利用調整地区、普通地域における許可又は届出を要する行為の規制等の、また、県立自然公園にあつては条例第21条第7項第1号、第22条第3項第3号、第31条第7項第1号の規定により特別地域、利用調整地区、普通地域における許可又は届出を要する行為の規制等の適用が除外されている。

ここでいう「公園事業の執行として行う行為」は、公園事業の執行と必然的な関連をもち、かつ、その執行として公園事業施設の設置又は管理運営のために行う必要最小限の行為を意味するものと解する。公園事業施設は保護又は利用のための施設であつて、その執行として行われる行為も多岐に渡るものであることから、公園事業の執行に関する申請又は協議(以下「申請等」という。)において、公園事業の執行として行われる行為で特に明確化を図る必要があるものについては、申請等の際に付記させることが望ましい。

(公園事業に関する申請内容等に対する指導)

#### 第4

公園事業の執行に関し相談を受けたときは、公園事業の執行の内容並びに申請書及び協議書(以下、「申請書等」という。)又は届出書の内容が、法、令、規則、国定公園においては国定公園管理運営計画、及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導するものとする。なお、指導においては、行政手続法(平成5年法律第88号)第32条から第36条の2まで又は福島県行政手続条例(平成7年福島県条例第55号)第30条から第34条の2までの規定に留意するものとする。

(公園事業に関する申請書等の審査等)

#### 第5

- (1) 公園事業の執行に係る申請書等又は届出書は、地方振興局長を経由するものとし、提出部数は2部(正本及び副本)とする。
- (2) 地方振興局長は、公園事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、申請書等又は届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者若しくは協議者(以下「申請者等」という。)又は届出者に補正を求めることとする。
- (3) 地方振興局長は、申請書等又は届出書が提出され、処分の適否を判断するうえで特に必要と認めるときは、申請若しくは協議又は届出に係る行為地を所管する市町村の長の意見を求めるものとする。
- (4) 地方振興局長は、申請書等又は届出書が提出された日(申請書等又は届出書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日。以下同じ。)から起算して原則として14日以内に、本要領に定める事項に関する調書及び事務処理経過を明らかにした書類を添えて生活環境部長に進達するものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書等の不備又は不足が補正されないときは、速やかに申請によって求められた認可、承認(以下「認可等」という。)の拒否又は協議への異議が適当である旨の意見を付して、生活環境部長に進達するものとする。

- (5) 生活環境部長は、地方振興局長から申請書等及び届出書の進達を受けた日から起算して原則として14日以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。また、申請書等の内容の不備又は不足により補正を要する場合は原則として地方振興局長を経由して補正を求めるものとする。

なお、(4)により地方振興局長から認可等への拒否又は協議への異議にかかる進達を受けたときは、生活環境部長は速やかに行政手続法第7条又は福島県行政手続条例第7条の規定により、認可等を拒否する処分又は協議への異議を行うものとする。

- (6) 公園事業執行予定地が複数の地方振興局長の所管にかかる場合は、申請書等又は届出書は、公園事業執行予定地で最大の割合の区域を所管する地方振興局長(以下「主たる地方振興局長」という。)を経由するものとする。この場合における申請書等又は届出書の提出部数は、2部に加え、公園事業執行予定地が所管にかかる他の地方振興局長(以下「従たる地方振興局長」という。)分を加算するものとする。また、第5(3)による意見照会を行う場合は、主たる地方振興局長は従たる地方振興局長へ所管

する関係市町村への意見照会を依頼し、従たる地方振興局長は主たる地方振興局長へその結果を報告するものとする。第5(4)による進達を行う場合は、主たる地方振興局長が従たる地方振興局長へ申請書等及び届出書の一部を送付するとともに、その所管する範囲にかかる調書の作成を依頼し、従たる地方振興局長は主たる地方振興局長へその結果を報告するものとする。主たる地方振興局長はその所管する範囲にかかる調書及び事務処理経過を明らかにした書類と、従たる地方振興局長からの報告を合わせて、生活環境部長に進達するものとする。なお、第5(5)の補正は、原則として主たる地方振興局長を経由して求めるものとする。

- (7) 事務処理経過を明らかにするため、申請者等又は届出者に対して指導を行う場合には、指導の日時、内容等を記録に留めておくものとする。
- (8) 処理日数の計算については、(4)及び(5)による補正を申請者等または届出者に求めている期間の日数は、算入しないものとする。

(拒否の処分又は協議の内容への異議に当たっての理由の提示)

## 第6

- (1) 国及び福島県以外の地方公共団体（以下「国等」という。）以外の者が行う認可等の申請を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第8条又は福島県行政手続条例第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。
- (2) 国等が行う協議の内容への異議がある場合には、行政手続法第8条又は福島県行政手続条例第8条の規定に準じ、回答を通知する書面（以下「回答書」という。）にその理由を記載するものとする。

## 第2章 公園事業の決定

(公園事業の決定等)

## 第7

- (1) 法第9条第2項に基づく国定公園事業の決定及び法第9条第5項に基づく国定公園事業の廃止又は変更をするときは、知事は福島県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- (2) 公園事業の決定は、事業の種類、事業地、施設（既存の施設を含む。）の規模等整備すべき施設の内容が確定したときに行うものとする。

(事業決定の要件)

## 第8

公園事業の決定を行うためには、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業の内容が公園計画に適合していること。
- (2) 事業の内容が風致景観の保護上支障のないこと。
- (3) 事業の執行の見込みがあること。

(事業決定等の取扱細目)

第9

決定すべき事業地及び施設の規模等事業決定における取扱いの細目については、別記1「公園事業の決定等の取扱細目」によるものとする。

(事業決定の通知)

第10

生活環境部長は、公園事業が公示されたときは、これを関係地方振興局長及び関係市町村長に通知するものとする。

第3章 執行の協議又は認可

(執行の協議又は認可の申請書等の様式)

第11

法第16条第4項において準用する法第10条第4項に規定する国定公園事業の執行の認可の申請書または執行協議書(以下「執行認可申請書等」という。)と条例第10条第4項に規定する県立自然公園に関する執行認可申請書等は、様式第1によるものとする。ただし、宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの(以下「分譲型ホテル等」という。)にあつては、別添1「宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定める様式によるものとする。

また、公園事業に係る申請等に関する事務処理のうち、特殊な事例については別添2「公園事業に係る認可申請等に関する特殊な事例について」によること。

(執行認可申請書等の記載事項)

第12

執行認可申請書等の記載事項のうち、「公園施設の規模・構造」については別添3「施設の規模及び構造に係る記載事項」に定める記載事項によるものとし、「公園施設の管理又は経営の方法」については次の事項を記載するものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、別添1「宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定める記載事項によるものとし、運輸施設にあつては、第12(2)、(4)及び(6)を記載することを要しない。

- (1) 直営又は委託の別
- (2) 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 通年供用又は季節供用の別
- (4) 季節供用の場合にあつては、供用期間
- (5) 料金徴収の有無
- (6) 料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

(執行認可申請書等の添付書類)

第 13

- (1) 規則第 9 条において準用する規則第 2 条第 3 項第 7 号及び条例規則第 3 条第 2 項第 7 号に規定する書類は、以下に掲げる書類とする。
  - ア 別添 5 「公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」 1 に掲げる書類
  - イ 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書
  - ウ 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書（総額及び内訳を記載したもの）
- (2) 規則第 9 条において準用する規則第 2 条第 3 項第 9 号及び条例規則第 3 条第 2 項第 9 号に規定する書類は、別添 1 「宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定めるものとする。
- (3) 規則第 9 条において準用する規則第 2 条第 3 項第 10 号及び条例規則第 3 条第 2 項第 10 号の「その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類」には、工事の施行によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含めるものとする。
- (4) 規則第 9 条において準用する規則第 2 条第 3 項第 12 号及び条例規則第 3 条第 2 項第 12 号に規定する書類には、宿舎に関する公園事業であって、当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、別添 1 「宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定める書類を含めるものとする。

(執行認可申請書等の審査事項)

第 14

- (1) 執行認可申請書等については、次に掲げる事項について審査するものとする。
  - ア 法第 7 条第 2 項の規定に基づく国定公園に関する公園計画（以下「国定公園計画」という。）又は条例第 7 条第 1 項の規定に基づく県立自然公園に関する公園計画（以下「県立自然公園計画」という。）、法第 9 条第 2 項に基づく国定公園事業の決定又は条例第 9 条第 1 項に基づく県立自然公園公園事業の決定、国定公園管理運営計画及び別添 4 「公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」との整合性。
  - イ 公園施設の位置、規模及び構造の適切性
  - ウ 公園施設の管理又は経営の方法の適切性
  - エ 公園事業の執行が、風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
  - オ 公園事業が適正に管理又は運営されるために必要な申請者の資産、経理的基礎及び能力の有無
  - カ 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
  - キ その他第 15 の審査基準への適合の判断に必要な事項
- (2) 地方振興局長は第 14(1)の審査内容について調書に記載し、執行認可申請書等に添付して、生活環境部長に進達するものとする。

(執行の協議又は認可の審査基準)

第 15

- (1) 法第 16 条第 2 項若しくは条例第 10 条第 2 項に基づく協議又は法第 16 条第 3 項若しくは条例第 10 条第 3 項に基づく認可は、申請及び協議の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
- ア 国定公園計画又は県立自然公園計画、国定公園事業又は県立自然公園事業の決定事項に適合すること。
  - イ 越後三山只見国定公園にあつては、国定公園管理運営計画の公園事業取扱方針の規定に適合すること。
  - ウ 公園事業を執行するに当たって当該公園事業に含め得る付帯施設がある場合には、当該付帯施設が別添 4「公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
  - エ 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
  - オ 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - カ 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - キ 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、分譲型ホテル等であつて、別添 1「宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定める基準に適合するものについては、この限りでない。
  - ク 公園事業の執行が国定公園及び県立自然公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
  - ケ 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - コ 公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
  - サ 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- (2) 第 15(1)カに定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別添 5「公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」によるものとする。
- (3) 第 15(1)の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項及び福島県行政手続条例第 5 条第 1 項に規定する審査基準並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 2 第 1 項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第 5 条第 3 項及び福島県行政手続条例第 5 条第 3 項並びに地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定により、生活環境部、地方振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第 4 章 内容の変更の協議又は認可

(内容の変更の協議又は認可の申請書等の様式)

第 16

規則第 9 条において準用する規則第 4 条第 1 項の規定による国定公園に関する事業

の内容の変更の認可申請書又は協議書（以下「変更認可申請書等」という。）と条例規則第5条第1項の規定による県立自然公園に関する変更認可申請書等は様式第2によるものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、別添1「宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定める様式によるものとする。

（内容の変更の協議又は認可の申請書等の審査事項）

#### 第17

地方振興局長は、変更認可申請書等の進達に際しては、第14(2)に規定する調書を添えるものとし、生活環境部長は第14(1)に掲げる事項について審査するものとする。

（内容の変更の協議又は認可の基準）

#### 第18

- (1) 法第16条第4項において準用する法第10条第6項又は条例第10条第6項に基づく協議又は認可は、第15(1)に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
- (2) 第18(1)の定めは、行政手続法第5条第1項及び福島県行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準並びに地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び福島県行政手続条例第5条第3項並びに地方自治法第250条の2第1項の規定により、生活環境部、地方振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出書の様式）

#### 第19

規則第9条において準用する規則第5条の届出書と条例規則第6条の届出書は、様式第3によるものとする。

（内容の変更の協議又は認可を要しない事項）

#### 第20

次に掲げる行為については、公園事業の内容の変更には該当せず、協議、認可又は届出を要しない。

- (1) 建築物の内部の構造の変更であつて、輕易と認められるもの（宿舎又は野営場に関する公園事業であつて、最大宿泊者数に変更が生じるものを除く。）
- (2) 自然公園の区域のうち、特別保護地区に含まれない区域内にあつては、規則第12条各号又は条例規則第15条各号に掲げる行為に該当するもの
- (3) 特別保護地区内にあつては、規則第13条各号に掲げる行為に該当するもの

### 第5章 認可の条件

（認可の条件）

#### 第21

- (1) 法第16条第4項において準用する法第10条第10項又は条例第10条第10項の規定

に基づく条件は、申請者がこれに違反した場合に、法第 16 条第 4 項において準用する法第 14 条第 3 項第 2 号若しくは条例第 14 条第 3 項第 2 号の規定に基づく認可の取消し又は法第 83 条第 2 号若しくは条例第 56 条第 2 号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別記 2 に掲げる例文によるものとする。ただし、安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、別記 2 に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付すことができるものとする。

- (2) 法第 16 条第 2 項又は条例第 10 条第 2 項の規定に基づく国等の行う事業の執行に係る協議に際しては、別記 2 に掲げる例文によって留意事項を付すことができるものとする。ただし、公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、当該変更が行われない場合にあっては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。
- (3) 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、様式第 4 によるものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、別添 1 「宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定める様式によるものとする。

## 第 6 章 改善命令

### (改善命令)

#### 第 22

- (1) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 11 条又は条例第 11 条の規定に基づく公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行に関する改善命令は、公園事業の適正な執行の確保の観点から、公園事業の執行内容が不相当と認められるときに行うものとする。
- (2) 公園施設の改善等を命ずる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条まで又は福島県行政手続条例第 27 条から第 29 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分にあつては、行政手続法第 14 条又は福島県行政手続条例第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

### (改善命令に関する報告)

#### 第 23

地方振興局長は公園事業の執行内容が第 22(1)に該当し、改善を要すると認めるときは、その旨の意見を付して、その状況を様式第 5 により生活環境部長に報告するものとする。

## 第7章 承継の協議又は承認

### (承継の協議又は承認申請書等の様式)

#### 第24

- (1) 規則第9条において準用する規則第6条第1項と条例規則第7条第1項の譲渡に係る申請書は様式第6によるものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、別添1「宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定める様式によるものとする。
- (2) 規則第9条において準用する規則第6条第3項と条例規則第7条第3項の法人の合併又は分割に係る申請書等は様式第7によるものとする。
- (3) 規則第9条において準用する規則第6条第5項と条例規則第7条第5項の相続に係る申請書は様式第8によるものとする。

### (譲渡による承継の承認申請書の審査事項)

#### 第25

- (1) 第24(1)の申請書については、次に掲げる事項を審査するものとする。
  - ア 承継の必要性
  - イ 承継により生じる自然公園の保護又は利用上の支障の有無
  - ウ 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
  - エ その他第26の審査基準への適合の判断に必要な事項審査事項ウについて、譲受人が当該財産の所有権等を有していない場合であっても、例えば当該財産の所有権等の移転に係る契約書において、承継の承認を条件として当該財産の所有権等が移転することとなっている等、承認時より当該財産の所有権等の移転がされることが明らかとなっている場合には、当該事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を使用できることとして取り扱って差し支えない。
- (2) 地方振興局長は第25(1)の審査内容について調書に記載し、申請書に添付して、生活環境部長に進達するものとする。

### (譲渡による承継の承認の審査基準)

#### 第26

- (1) 法第16条第4項において準用する法第12条第1又は条例第12条第1項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - ア 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、宿舎に関する公園事業であつて、別添1「宿舎に関する公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」に定める基準に適合するものについてはこの限りでない。
  - イ 譲渡承継後に安全性及び利用上の快適性を確保するために適切に管理又は経営がなされるものであること。
  - ウ 前号のほか、譲渡承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - エ 譲受人が、公園事業を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - オ 譲受人が、公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の

用に供するための権原を有していること。

カ 他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人がその許可等を得られる見込みがあること。

キ 申請の事項について客観的な挙証資料が示されていること。

- (2) 第 26(1)エに定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別添 5「公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」によるものとする。
- (3) 第 26(1)の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項及び福島県行政手続条例第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、行政手続法第 5 条第 3 項及び福島県行政手続条例第 5 条第 3 項の規定により、生活環境部、地方振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(合併又は分割による承継の協議又は承認申請書等の審査事項)

#### 第 27

- (1) 第 24(2)の申請書等については、次に掲げる事項を審査するものとする。
  - ア 承継の範囲及びその方法
  - イ 承継により生じる自然公園の保護又は利用上の支障の有無
  - ウ 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
  - エ その他第 28 の審査基準への適合の判断に必要な事項
- (2) 地方振興局長は第 27(1)の審査内容について調書に記載し、申請書等に添付して、生活環境部長に進達するものとする。

(合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)

#### 第 28

- (1) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 12 条第 2 項又は条例第 12 条第 2 項の規定に基づく協議又は承認は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - ア 法第 16 条第 2 項又は条例第 10 条第 2 項に基づく協議をした者、法第 16 条第 3 項又は条例第 10 条第 3 項に基づく認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）である法人の合併又は分割により、申請者等に公園事業の全部が承継されていること。
  - イ 申請者等が、当該申請等に係る公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。
  - ウ 申請者等が、公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - エ 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- (2) 第 28(1)の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項及び福島県行政手続条例第 5 条第 1 項に規定する審査基準並びに地方自治法第 250 条の 2 第 1 項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第 5 条第 3 項及び福島県行政手続条例第 5 条第 3 項並びに地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定により、生活環境部、地方振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(相続による承継の承認申請書の審査事項)

#### 第 29

- (1) 第 24(3)の申請書については、次に掲げる事項を審査するものとする。
  - ア 承継の範囲及びその方法
  - イ 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
  - ウ その他第 30 の審査基準への適合の判断に必要な事項
- (2) 地方振興局長は第 29(1)の審査内容について調書に記載し、申請書に添付して、生活環境部長に進達するものとする。

(相続による承継の承認の審査基準)

#### 第 30

- (1) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 12 条第 3 項又は条例第 12 条第 3 項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - ア 公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に公園事業の全部が承継されていること。
  - イ 相続人が 2 人以上ある場合にあつては、申請に係る公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。
  - ウ 申請者が、公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - エ 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- (2) 第 30(1)の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項及び福島県行政手続条例第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、行政手続法第 5 条第 3 項及び福島県行政手続条例第 5 条第 3 項の規定により、生活環境部、地方振興局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

### 第 8 章 休廃止の届出

(休廃止の届出書の様式)

#### 第 31

規則第 9 条において準用する規則第 7 条の届出書と条例規則第 8 条の届出書は、様式第 9 によるものとする。

(廃止に際する原状回復等の必要性の確認)

#### 第 32

地方振興局長は、国等以外の者から第 31 の届出があつた場合には、第 36(1)に掲げる事項への適合を調査し、法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 1 項又は条例第 15 条第 1 項の規定に基づく原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）の必要性について確認し、その確認した状況を様式第 10 により、速やかに生活環境部長に報告するものとする。

## 第9章 失効、取消し等

(執行の認可の失効の届出書の様式)

### 第33

規則第9条において準用する規則第8条の届出書と条例規則9条の届出書は、様式第11によるものとする。

(執行の認可の失効の報告)

### 第34

地方振興局長は、国等以外の者から第33の届出書が提出された場合又は法第16条第4項において準用する法第14条第1項若しくは条例第14条第1項の規定により法第16条第3項若しくは条例第10条第3項の認可の失効が確認された場合であつて、公園事業者自らが第33の届出書を提出することが事実上不可能な場合にあっては、第36(1)に掲げる事項への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第12より速やかに生活環境部長に報告するものとする。

(公園事業の認可の取消しの手続)

### 第35

- (1) 地方振興局長は、法第16条第4項において準用する法第14条第3項又は条例第14条第3項の規定に基づき公園事業の執行の認可を取り消す必要があると認めた場合には、第36(1)に掲げる事項への適合について調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第13より速やかに生活環境部長に報告するものとする。
- (2) 法第16条第4項において準用する法第14条第3項又は条例第14条第3項の規定に基づき公園事業の執行の認可を取り消す場合には、行政手続法第15条から第28条まで又は福島県行政手続条例第15条から第26条までの規定により聴聞を行うとともに、処分当たっては、行政手続法第14条又は福島県行政手続条例第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

## 第10章 原状回復命令等

(原状回復命令等に当たつての手続)

### 第36

- (1) 法第16条第4項において準用する法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定に基づく原状回復等を執るべき旨の命令は、次に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

ア 当該公園施設が公園事業の執行によって生じた施設であること。

イ 当該公園施設に関する公園事業の執行の認可を受けていた者以外の者が、新たに法第16条第2項の協議若しくは同条第3項の認可又は条例第10条第2項の協議若しくは同条第3項の認可を受けて、公園事業の用に供するものではないこと。

ウ 当該公園施設が規則第11条各項に定める行為の許可の基準に合致しないこと。

エ 当該公園施設に対して原状回復等の措置が執られないことが、当該公園施設が風致、景観又は風景の維持に著しい支障を与えるものであること。

- (2) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 1 項又は条例第 15 条第 1 項の規定に基づき原状回復等を命じる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条まで又は福島県行政手続条例第 27 条から第 29 条までの規定により弁明の機会を付与するとともに、処分にあたっては、行政手続法第 14 条又は福島県行政手続条例第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。
- (3) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 1 項又は条例第 15 条第 1 項の規定に基づく原状回復等の命令については、特に行政上の争訟に至る可能性が高い行政処分であることから、予め法制的検討を十分に行うものとする。
- (4) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 1 項又は条例第 15 条第 1 項の規定に基づき原状回復等を命じるにあたっては、関係行政庁との連絡調整に努めるものとする。

(行政代執行にあたっての手續)

#### 第 37

- (1) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 1 項又は条例第 15 条第 1 項の規定に基づき原状回復等を命ぜられた者がこれを履行しない場合であつて、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律 43 号）第 2 条の規定に基づき、その者の負担において、当該原状回復等を行い、その費用をその者から徴収する（以下「行政代執行」という。）こととする。
- (2) 行政代執行にあたっては、行政代執行法第 3 条に基づく戒告を行うこととし、当該戒告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも 1 月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。

(簡易代執行にあたっての手續)

#### 第 38

- (1) 第 36(1)アからエに該当する場合であつて、過失がなく原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 2 項又は条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、原状回復等を行う（以下「簡易代執行」という。）こととする。
- (2) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 2 項又は条例第 15 条第 2 項に基づく公告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも 1 月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。
- (3) 知事は、法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条第 2 項又は条例第 15 条第 2 項の規定に基づく原状回復等を管下の職員又は委任した者（以下「作業員」という。）に行わせる必要があると認めるときは、当該職員又は作業員に対し、原状回復等の実

施を指示する指示書又は委任書を交付するものとする。

- (4) 当該職員又は作業員は、原状回復等の実施に際して、法第 15 条第 3 項又は条例第 15 条第 3 項に定める身分を示す証明書とともに第 38(3)の指示書又は委任書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## 第 11 章 報告徴収及び立入検査

(職員による報告徴収及び立入検査)

### 第 39

- (1) 知事は、法第 17 条第 1 項及び 2 項又は条例第 16 条第 1 項及び 2 項の規定に基づく立入検査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入検査の実施を指示する指示書を交付するものとする。
- (2) 当該職員は、立入検査に際して、法第 17 条第 3 項又は条例第 16 条第 3 項に定める身分を示す証明書とともに第 39(1)の指示書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## 第 12 章 国の機関及び県の機関の執行する公園事業

(国の機関及び県の機関の執行する国定公園事業の取扱い)

### 第 40

国の機関及び県の機関（生活環境部自然保護課を除く）が執行する国定公園事業については、法第 16 条第 2 項に規定する都道府県以外の公共団体の執行する国定公園事業について、法、令、規則、国定公園管理運営計画及び本要領が定めるところに準じて取り扱うものとする。

(県の機関が執行する県立自然公園事業の取扱い)

### 第 41

県の機関（生活環境部自然保護課を除く）が執行する県立自然公園事業については、条例第 10 条第 2 項に規定する市町村等の執行する県立自然公園事業について、条例、条例規則及び本要領が定めるところに準じて取り扱うものとする。

## 第 13 章 違反行為

(違反行為の防止方法)

### 第 42

生活環境部長及び地方振興局長は、次に掲げる方法により公園事業の執行に関する法及び条例の違反行為（以下「違反行為」という。）の防止に努めるものとする。

- (1) 公園事業者に対し、法令の規定等を機会あるごとに周知すること。
- (2) 巡視を励行すること。
- (3) 申請者等に対し、当該申請等に係る処分を受ける以前に公園事業の執行に係る行為

に着手しないよう指導すること。

- (4) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 10 条第 10 項又は条例第 10 条第 10 項の規定に基づき付された条件及び第 21(2)に基づく留意事項を確実に履行するよう指導すること。

(違反行為に対する措置)

#### 第 43

違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、措置に当たっては、行政指導等の記録に努めることとし、処分は文書により行うものとする。

- (1) 地方振興局長は、違反行為を発見したときは、当該違反行為の中止を勧告するとともに、必要事項を調査の上速やかに当該違反行為の内容、状況及び当該違反行為の処分に関する意見を様式第 14 より生活環境部長に報告すること。また、当該違反行為が同時に他の法令にも違反している可能性がある場合は、速やかに該当法令を所管する関係行政庁に連絡すること。
- (2) 生活環境部長は、第 43(1)等により違反行為を発見したときは、地方振興局長と連絡をとりあい、違反行為を審査し、行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずること。
- (3) 生活環境部長は、違法行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 239 条及び第 241 条の規定により告発の手続きをとること。なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うこと。

### 第 14 章 書類の交付

(不認可に係る指令書等の交付の取扱い)

#### 第 44

次に掲げる処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。

- (1) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 10 条第 2 項又は条例第 10 条第 2 項の規定に基づく執行の協議への異議
- (2) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 10 条第 3 項又は条例第 10 条第 3 項の規定に基づく執行の不認可
- (3) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 10 条第 6 項又は条例第 10 条第 6 項の規定に基づく公園施設等の変更の協議への異議又は不認可
- (4) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 11 条又は条例第 11 条の規定に基づく公園施設等の改善の命令
- (5) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 12 条第 1 項から第 3 項又は条例第 12 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく承継の協議への異議又は不承認

- (6) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 14 条第 3 項又は条例第 14 条第 3 項の規定に基づく執行認可の取消し
- (7) 法第 16 条第 4 項において準用する法第 15 条又は条例第 15 条の規定に基づく原状回復等の命令

第 15 章 県立自然公園における法定二計画の申請  
(県立自然公園における法定二計画の申請書様式等)

第 45

- (1) 条例第 15 条の 3 第 1 項に基づく県立自然公園における利用拠点整備改善計画について、条例規則第 11 条第 1 項に規定する申請書は様式第 15 によるものとする。また、条例第 39 条の 3 第 1 項に基づく県立自然公園における自然体験活動促進計画について、条例規則第 19 条の 9 第 1 項に規定する申請書は様式第 16 によるものとする。
- (2) 地方振興局長は、第 45(1)の申請がなされた際は、利用拠点整備改善計画にあつては条例規則第 11 条第 2 項各号に掲げる書類の添付を、自然体験活動促進計画にあつては条例規則第 19 条の 9 第 2 項各号に掲げる書類の添付をそれぞれ確認し、生活環境部長に進達するものとする。

附則

- 1 この取扱要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 「福島県国定公園及び県立自然公園事業事務取扱要領」(平成 18 年 2 月 24 日付け 17 環共第 1338 号)は廃止する。